

「あっせん委員会」の運営状況（令和5年4月～6月中）について

令和5年4月～6月中のあっせん委員会の運営状況は次のとおりである。

1. 当四半期における申立件数／あっせん手続件数

(1) 新規申立件数

あっせんの申立件数は0件。

(2) あっせん手続件数

あっせんの手続件数は1件。

2. あっせんの申立て事案の概要とその結果

あっせん申立事案のうち、1件が終結（詳細は別紙のとおり）。

あっせん手続件数

(単位：件)

	令和5年4～6月中
前四半期係属件数 (A)	1
令和5年4月～6月 新規申立件数 (B)	0
令和5年4月～6月 終結件数(C=a+b+c+d+e)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、和解件数 (a)	0
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、不調件数(b)	0
申立人の申立て取下げ件数(c)	0
あっせん委員会によるあっせんの打ち切り件数(d)	1
あっせん委員会の適格性審査による不受理件数(e)	0
令和5年6月末係属件数(=A+B-C)	0

(別紙)

事案番号	令和5年度第1号
申立て概要	遺言執行者が、相続人に相談することなく相続財産である株式を処分したことなどに関する不満。
申立人の属性	個人
申立人の申出内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・亡くなった夫が遺言信託を契約していた。</li><li>・生前、夫は何度も株式は息子に相続させると言っていたが、遺言書には、相続人毎に相続割合を指定し、株式は換金したうえで相続人2名に相続させると記載されていた。</li><li>・相続人である息子から相手方に対し、株式は換価せずに相続したいと申し出たところ、既に当該株式は相手方によって売却されていた。</li><li>・相手方が、相続財産である株式を相続人に相談なく換価・処分したことが不満である。</li><li>・当該株式の売却によって受け取れなくなった配当金、高額となった所得税・住民税や社会保険料や相続税、さらには、本件に関連して、申立人が相手方から受けた恫喝や侮辱に伴う体調不良に対する慰謝料を請求したい。</li></ul>
相手方信託銀行等の見解	<ul style="list-style-type: none"><li>・本遺言書には金融資産について「すべて換金」と明記されており、遺言執行者である相手方は株式を「すべて換金」する義務を負うため、遺言執行者に善管注意義務違反がないことは明らかである。他方、金融資産を「換金」することが不可能な場合や事実上困難な場合があり得なくはなく、相手方は個別具体的な事情を踏まえて対応することがあるが、その場合に、結果的に株価や基準価額等が比較的低い時期に「換金」がなされたとしても、遺言執行者は当該金融商品のリスクについて相続人に対し何らかの義務を負う立場にはなく、遺言執行者が責任を負うことはない。</li><li>・令和2年5月に相手方が申立人に電話をしたときには、申立人に送付した書類を見ていただきながら遺言書開示等を行ったが、その際に金融資産はすべて換金されることを説明している。また、その後、同年5月に相手方が申立人の長男に電話で遺言書開示等を行った際にも、金融資産はすべて換金されることを説明している。なお、これらの際、相手方は、申立人等に対して、「遺言執行手続についてのご案内」という書面に基づき、金融資産の換金手続に関する箇所についても説明しているが、申立人等から、株式等は換金ではなく名義書換を行いたいという話は一切なかった。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに、申立人等から相手方に提出された「遺言執行に関する確認書」において、申立人等が受け取る金融商品等の承継方法につき個別対応を希望する場合には署名を行うこととなっているが、当該確認書の同欄には申立人等の署名も質問もなかったため、申立人等が金融資産の換金手続前に株式の名義変更を望んでいることは全く窺えなかった。</li> <li>・なお、申立人の請求のうち株式配当については、その有無も不確定な将来の配当であり、また、株式の売却に伴う税金及び社会保険料の負担増の事実は不知。体調不良に対する慰謝料については、そもそも相手方は、申立人が主張するような恫喝や侮辱を行っていない。</li> <li>・以上のことから、申立人の請求には応じられない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p>【あっせん打ち切り】 所要期間 8か月 11日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年9月6日開催のあっせん委員会において適格性の審査が行われた結果、当該申立てを受理することを決定。</li> <li>・あっせん委員会において、相手方は、当社に法的な責任はなく、何ら落ち度がないにもかかわらず解決金を支払うことは難しいと主張し、話し合いは平行線であった。このため、あっせん委員会から、当事者双方とも協議のうえ、業務の改善を約束するなどの「未来志向型の解決」を含む和解案の提示を模索したが、当事者双方の納得を得ることができなかった。そこで、あっせん委員会から申立人に対して、「和解の条件」を提示するよう求めたところ、申立人から「和解の条件」（申立人から強い希望のあった「相手方金融機関への質問事項」を含む。）が提示され、あっせん委員会から相手方に対して検討を要請し、相手方においても検討を行ったが、相手方からあっせん委員会に対して、応諾できない旨の回答があった。</li> <li>・以上のことから、あっせん委員会としては、「当事者双方の主張に隔たりが大きい等、あっせんの成立の見込みがない」（苦情処理手続及び紛争解決手続等に係る業務規程第32条第1項第3号）場合に該当するものと判断し、あっせんを打ち切った。</li> </ul>